

4. 市町連携型中小企業金融支援補助金制度(県制度)

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	補給する貸付利率	利子補給対象期間	利子補給の方法	備考
津市	日本政策金融公庫の ・新企業育成貸付 ・新企業育成・事業安定等貸付 ・企業活力強化貸付 ・食品貸付	津市の区域内に主たる事務所若しくは事業所を有し、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者で、市税を完納している者	1.0%以内 (上限10万円)	最初の返済月から 36月を超えない期間	借受人からの申請により、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子分を限度額の範囲内で一括して交付。	H29年度創設 (事業指定済)
伊勢市	日本政策金融公庫 ・中小企業経営力強化資金	伊勢市内の中小企業者で、平成29年4月1日以降に左の資金の融資を受けた者(ただし、市税を滞納していない者)	1.0%以内	3年以内	前年の1月1日から12月31日までに支払った利子を補助対象とする。申請に基づき、限度額の範囲内で一括して交付する。	H27年度創設 H29年度変更 (事業指定済)
鈴鹿市	日本政策金融公庫 新企業育成貸付	左の資金の融資を受け、主たる事業所又は営業所を市内に有し、又は設置しようとする事業者で、市税を滞納していない者	1.0%以内	2年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	H29年度創設 (事業指定済)
亀山市	日本政策金融公庫 ・新企業育成貸付のうち新規開業資金、女性・若者/シニア企業資金、再挑戦支援資金 ・再挑戦支援資金及び新企業育成・事業安定等貸付のうち生活衛生新企業育成資金	次のいずれにも該当する者 (1)融資額が1,500万円以内である者 (2)返済期間が10年以内で、据置期間が1年以内である者 (3)返済方法が元金均等月賦返済である者 (4)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (5)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	年1.0%(融資利率が年1.0%未満の場合は当該融資利率)	最初に利子を支払った日の属する月から起算して36月を限度	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った利子(延滞金を除く。)について、当該年度の1月1日から2月末日までに借受人からの申請書の提出により申請。内容を審査後、一括して交付。	H29年度創設 (事業指定済)
	日本政策金融公庫 ・新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金	次のいずれにも該当する者 (1)融資額が1,500万円以内である者 (2)返済期間が設備資金の場合は10年以内、運転資金の場合は5年以内である者 (3)返済方法が元金均等月賦返済である者 (4)業歴が5年を超える者 (5)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (6)市町村税その他市の歳入を滞納していない者				
熊野市	日本政策金融公庫 新企業育成貸付	左の資金の融資を受けた市内の事業者で、市税等を完納している者。(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実行されたもの・償還期間2年以上)	融資額の1.0%以内 (上限20万円)	全融資期間	借受人からの申請により、一括して交付。	H30年度創設 (事業指定済)
大台町	日本政策金融公庫の ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) ・新事業活動促進資金 ・中小企業経営力強化資金	町内で商工業を営み、大台町商工会に加入し、かつ、町税を完納している会員	1.0%以内 (上限20万円)	1年 【条件満たせば 4年(+3年)】	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	H27年度創設 (事業指定済)